

管理 No.	F025
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	基準該当療養介護医療費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第71条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) / 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) / 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)
	基準規定条項	法第58条第3項・第4項 / 令第35条 第42条の3 / 規則第50条第2項 第52条 第53条 第54条 第55条 第56条
	審査基準	特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所又は同号ロに規定する基準該当施設から当該療養介護医療を受けたときは、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	